

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.56

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

〜〜室蘭市消費者被害防止ネットワーク〜〜



白鳥大橋や測量山と「やきとり」が有名な室蘭市に50番目の消費者被害防止ネットワークが発足したのは4月、今回は活動内容を紹介いたします。

登録資格は、市内や近郊市町村の各種企業・組織・団体などとなっており、室蘭市生活環境部地域生活課備え付けの申込用紙・電話・FAXにて申し込みを行います。加盟団体には室蘭市のマスコット「くじらん」をあしらった会員証が交付されます。

加盟団体は、6月1日現在警察署1・介護福祉関係11・金融機関42・運輸関係7・小売店スーパー等13・団体5・保育所等7・報道機関1・浴場関係12・理容美容関係10・連合町会16など幅

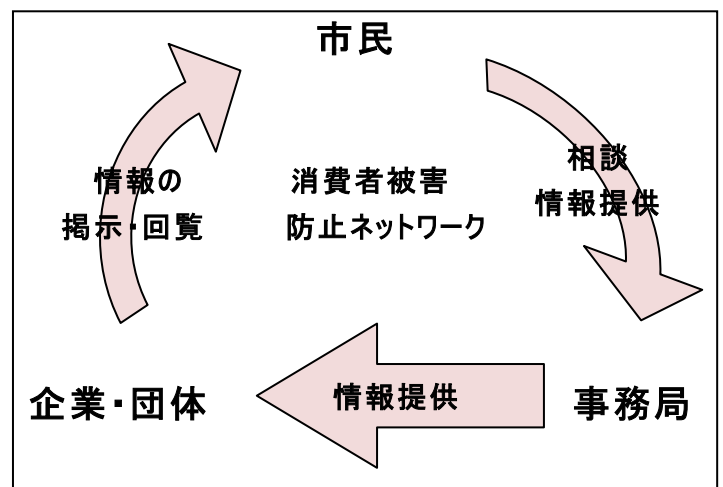
広く11区分125団体が加盟しています。

加盟を行うと、消費者を守るための様々な情報の提供を受けることができます。情報は、メールまたはFAXによりポスター形式で届けられ、加盟団体はポスターを建物内に掲示したり回覧等での情報提供を行うことで、個人が協力し合い、監視や見守り、啓発を行い、消費者被害を未然に防止することを目的としています。

■被害防止ネットワークの効果

企業や団体の方々に悪質業者の手口などの情報を提供し、市民が情報を手にする機会を増やすことで次のような効果を見込んでいます。

- ①被害の拡大の未然防止
- ②被害者の早期発見・早期救済
- ③市内に悪質業者が寄りつかない
- ④市内からの資金の流出を防ぐ
- ⑤被害の掘り起こし
- ⑥悪質商法などに対する意識の浸透・育成



将来的には、交通安全情報や防犯情報など安全に関する総合的なネットワークへの移行を考えて元気に活動を開始しています。

PRキャラクターを大募集！

“知ってる”チカラがみんなを守る！

優秀作品2点
賞金各5万円
締切り迫る！

北海道消費者協会では、みんなの「知ってる」を増やし、安全安心な社会を一緒に作り上げてくれる、消費者が親しみやすいPRキャラクターとその愛称もあわせて募集しています。

応募期間：6月1日(土)～7月31日(水)(※必着)

応募資格：北海道在住の消費者であればどなたでも応募可。(プロを除く)

募集目的：消費者教育の普及啓発及び消費者問題への意欲向上を図るところを目的。

募集内容：消費者参加型の消費者教育の普及啓発を推進するため、一般消費者が親しみやすいキャラクターとその愛称を公募中。採用されたキャラクターを活用して、悪質商法などによる消費者被害の未然防止、消費者市民社会の浸透を目的としたキャンペーンを実施予定。

応募、問合せ先：電話011-221-4217

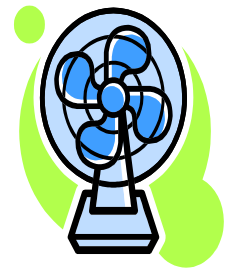
一般社団法人北海道消費者協会「消費者教育啓発キャンペーン事務局」係
募集要項用紙は北海道消費者協会ホームページからも入手可能です。



<http://www.syouhisya.or.jp/>

◇◆◇気にしていますか？◆◆◇

リコール情報



私たちが購入し、使用している食料品・日用品・家電製品・車など多数の商品の中には、発売後に製造業者や輸入業者が、さまざまな理由からリコール(交換・点検・修理)対象としている場合があります。食品であればアレルギー原因物質が含まれているにもかかわらずラベルに記載していないことによる回収品や、家具であれば部品の強度に問題があり部品交換をおこなう商品、なかには火災や負傷などの重大事故を引き起こす原因となる商品として回収を行うこともあります。

詳細な製品の情報は、消費者庁のリコール情報サイト(<http://www.recall.go.jp/>)で個別に検索することができます。またメールサービスに登録をすることにより、メール配信を受けることができます。

担当省庁等が公表したリコール情報を一元的に集約して提供されます。このメールに掲載されているリコール対象商品が、身の回りにある場合は、すぐにリコールを実施する事業者の案内を確認のうえ、必要な対応を行いましょう！



消費者庁リコール情報サイト

<http://www.recall.go.jp/>



⚠️ 利殖勧誘事犯にご注意!! ⚠️

利殖勧誘事犯とは

- 手持ちのお金を増やしたいと考えている人たちの利殖願望につけ込み
- 未公開株、社債、ファンド、外国通貨、過去の投資被害の救済、鉱物採掘権などの取引を装って
- 「値上がり確実」「絶対に損はない」「元本は保証する」などと言って勧誘して

お金をだまし取る犯罪です！



だまされないためのキーワード



「悪質業者は、う・そ・つ・き」です。

- 「う」 → 「うまい話は信用しない！」の「う」
- 「そ」 → 「相談する！」の「そ」
- 「つ」 → 「つられて返事をしない！
すぐ契約をしない！」の「つ」
- 「き」 → 「きっぱり!はっきり!断る!」の「き」



万が一、悪質業者にだまされてお金を振込してしまった時などには、すぐにあきらめず、振込先の金融機関や口座番号などをメモに控えて、警察、相談機関、金融機関に相談してください。

外国通貨の購入などを装ってお金をだまし取ろうとするケース

- ある日、突然、商事会社の社員を名乗る男から、高齢の女性の家に「A国の外貨の共同購入者を探している男性がいる。共同購入者として名義を貸して欲しい。名義を貸すだけで謝礼を渡す」という内容の電話がかかってくる。
- 電話がかかってきた日の数日後に、女性の家にパンフレットが送付されてくるが、女性は放置していた。
- パンフレットが送付されてきてから数日後に、最初の電話とは別の男から電話がかかってくる。「あなたの名義を貸してもらえなかったので、外貨の共同購入者が1,000万円を受け取ることができず困っている。立て替えて欲しい」と言われたため、女性はその言葉を信じ込んで数回に分けて計1,000万円をレターパックで郵送した。
- その後、女性が郵送したお金を返金してもらおうと連絡したところ、返金するための手数料の名目などで、さらに数回に分けて計3,000万円を郵送させられた。(最終的に合計4,000万円の被害)

ワンポイントアドバイス

- 1 このケースのように、複数の犯人が、それぞれの役割(最初の電話の男、2回目の電話の男)を演じて、相手を信じこませた上でお金をだまし取ろうとする犯罪を「劇場型犯罪」と呼びます。
- 2 犯人側は、とにかく、皆さんをあせらせて、冷静な判断をさせないようにしてお金をだまし取ろうとするので、相手の話に乗らず、すぐに行動を起こさず、一度冷静になって考えてみてください。
- 3 この手のセールストークは、うのみにしたりなどせず、周囲の信頼できる人や警察、さらには各自治体の消費生活相談窓口にご相談したり、自分で調べたりするなどして、よく確認をしてください。

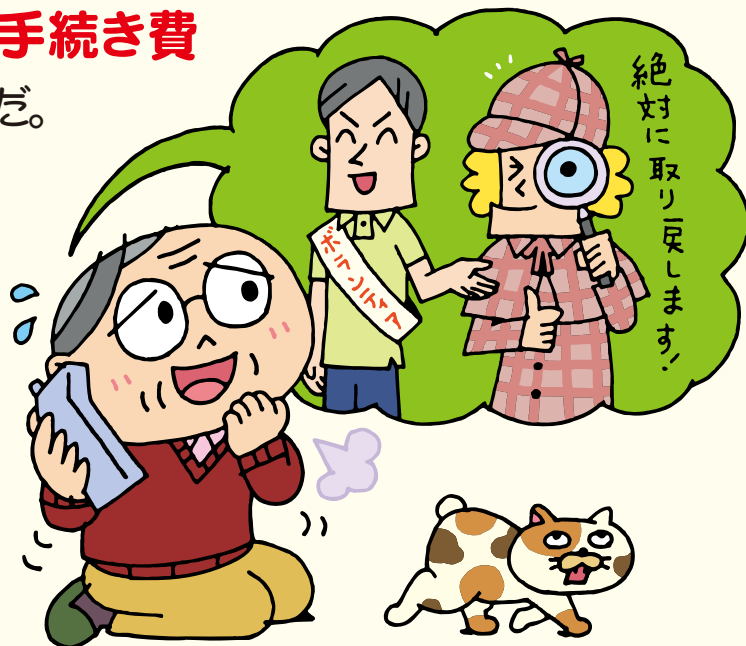
見守り 新鮮情報

第167号

過去に**未公開株**を**3千万円**ほど購入したが、いまだ上場していない。最近、**ボランティア団体**から電話があり、「未公開株の代金の**返金請求**をしてくれる」と、**探偵事務所**を紹介された。そこに電話をしたところ、「あなたに株を販売した

会社は海外に資産があり、**裁判**を起こせば**被害金**が取り戻せる」と言われ、**手続き費用**として約**10万円**振り込んだ。

数日後「裁判が始まった。1週間後の判決で返金できるか決まるが、**弁護士費用**に約**40万円**必要」と連絡があった。裁判なのに進行が早過ぎるのではないか。不審である。(80歳代 男性)



「被害金を取り戻せる」とうたう 探偵業者にご注意!

ひとこと助言



見守るくん

- 過去に未公開株や架空請求などの被害に遭った人に、「被害を回復する」などと勧誘し、手数料等を請求する探偵業者に関する相談が寄せられています。
- 最近ではボランティアやNPO法人を名乗る団体からの電話、インターネットで見つけた「被害回復の無料相談」などから、探偵業者を紹介されてトラブルに遭うケースもあります。
- 探偵業者には、「返金請求」や「解約交渉」等を行う権限は認められていません。
- 簡単に被害回復できると思わせるような説明や広告をうのみにしないようにしましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。